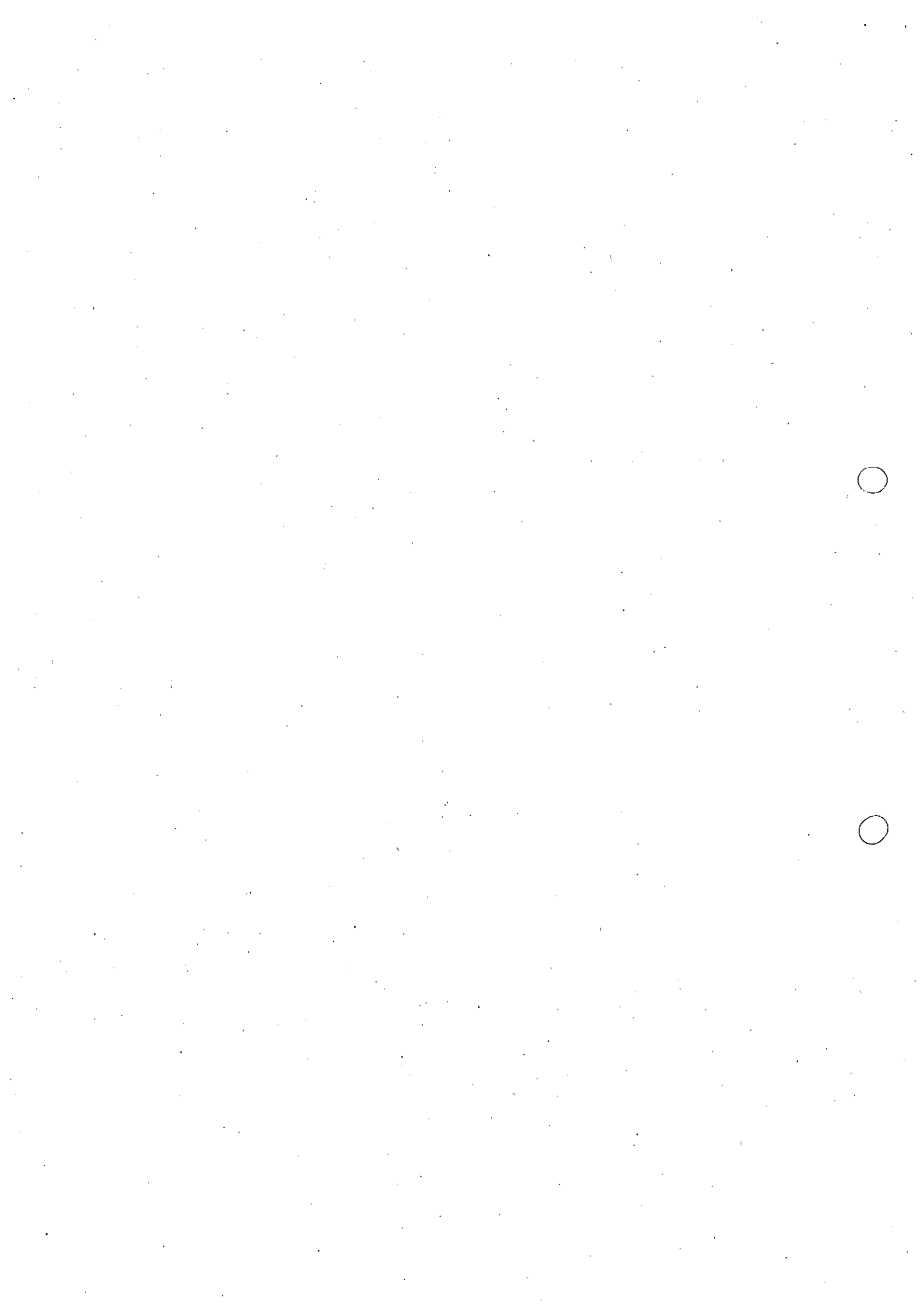


神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会

第42回「地域密着型サービス運営委員会」

資料4

地域密着型通所介護事業所の指定取消処分について



記者発表資料（令和元年12月2日）

保健福祉局高齢福祉部介護指導課 赤坂・上野・福元

TEL：078-322-6771 内線：3135

TEL：078-322-6326 内線：3138

E-MAIL：kaigo_shidou@office.city.kobe.lg.jp

介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業所の指定取消し処分

1. 処分を行う事業所の概要

- ・事業所名 デイサービス朗
- ・サービス種別 地域密着型通所介護
- ・所在地 神戸市北区南五葉6丁目5番30号
- ・運営法人 合同会社みなみ
(代表社員：岸上 加代子)
(所在地：神戸市北区南五葉1丁目2-7-201号)
- ・事業開始年月日 平成24年8月1日
(平成28年4月1日に通所介護から地域密着型通所介護へ移行)

2. 処分の内容

指定取消し

3. 処分年月日

令和元年12月2日（月曜）

4. 処分効力発生日

令和2年1月1日（水曜）

5. これまでの経緯

- ・平成30年10月17日 介護保険法に基づく監査を実施
- ・平成30年10月～令和元年9月 不正事実の確認のための書類精査，聞き取り等
- ・令和元年11月14日 行政手続法に基づく聴聞を実施

6. 処分を行う理由

○利用者（法人代表の母）の地域密着型通所介護及び通所介護について，事業所が他の利用者に対して入浴介助を行う日の午前中は，利用者（法人代表の母）は事業所に来ていないにもかかわらず，事実と異なるサービス提供票を作成し，介護報酬の請求を行い，受領した。

- ・地域密着型通所介護費及び通所介護費の不正請求
平成27年7月から平成30年3月に計229件

○利用者（法人代表の母）の入浴介助加算について、入浴介助を行っていないにも関わらず事実と異なるサービス提供票を作成し、介護報酬の請求を行い、受領した。

・地域密着型通所介護及び通所介護の入浴介助加算の不正請求
平成 27 年 6 月から平成 30 年 3 月に計 213 件

7. 根拠法令

介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号（不正請求）

介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 14 号（サービス関連不正等行為）

8. 事業者に対する経済上の措置

介護保険法第 22 条第 3 項の規定に基づき、不正に請求し受領した介護サービス費（約 127 万円）に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（約 51 万円）を加え、合計約 178 万円を徴収する予定である。

(参考資料)

1 サービスの内容

(1) 地域密着型通所介護

(介護保険法第8条第17項)

居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの^{注1}及び機能訓練を行うこと(利用定員が第7項の厚生労働省令で定める数^{注2}未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。

(注1) 厚生労働省令で定めるもの：入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。
(同法施行規則第17条の2の5)

(注2) 厚生労働省令で定める数：19人(同法施行規則第10条の2)

(2) 通所介護

(介護保険法第8条第7項)

居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの^{注1}及び機能訓練を行うこと(利用定員が厚生労働省令で定める^{注2}数以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。

(注1) 厚生労働省令で定めるもの：入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。
(同法施行規則第10条)

(注2) 厚生労働省令で定める数：19人(同法施行規則第10条の2)

※介護保険法の改正により、利用定員19名未満の通所介護においては平成28年4月1日から地域密着型通所介護へ移行となった。

2 入浴介助加算について

地域密着型通所介護費(通所介護費)については、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われるものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

3 処分の根拠法令

(介護保険法第78条の10第1項)

市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(参考資料)

8 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

14 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

4 加算額の根拠法令

(介護保険法第22条第3項)

市町村は、第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

(介護保険法第200条第1項、第2項)

保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

神戸

北区の介護施設 270万円不正受給

市が指定取り消し処分
神戸市は2日、北区南五葉6の地域密着型通所介護事業所「デイサービス朗」を指定取り消しの処分にしたと発表した。

市介護指導課によると、2015年6月～18年3月、利用者の女性(91)について、実態のないサービ

ス提供票を作成するなどして介護報酬の不正請求を繰り返し、通所介護費など計約270万円を受け取った。女性は運営法人「合同会社みなみ」(同区南五葉1)の女性代表の母親で、市は刑事告訴も検討している。

読売

不正請求指定取り消し

神戸市は2日、介護報酬約127万円を不正に請求したとして、「デイサービス朗」(神戸市北区、みなみ運営)に対し、介護保険法に基づき地域密着型通所介護事業所の指定を取り消した。

市介護指導課によると、朗は、2015年6月～18年3月、法人代表の母親の利用回数や、入浴介助のサービス提供に関する虚偽の書類を市に提出。介護報酬を不正に請求した。不正を認められているという。

